

## 相模原市農業委員会第28回会議議事録

開 会 日 時 令和6年6月28日 午後1時30分

閉 会 日 時 令和6年6月28日 午後2時12分

開 催 場 所 市民会館3階 第1大会議室

出 席 委 員 ( 印 )

	青 木 齊		志 村 佳 男		八 木 拓 美
	齋 藤 憲 一		阿 部 健		菱 山 喜 章
	加 藤 正 博		高 橋 三 行		藤 村 達 人
4	渋 谷 久 夫		齋 藤 孝 之		天 野 明
	斉 藤 嘉 之		山 口 幸 男		加 藤 通 一
	大 塚 優 子		大 谷 健 一		
	小 林 康 史		西 東 邦 雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名(4番渋谷久夫委員)

傍聴人 0名

事 務 局 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席 2番

議席 16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第 1 1 回農政運営委員会報告
3	議案第 1 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
4	議案第 1 7 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
5	議案第 1 8 号	農用地利用集積計画の決定について
6	議案第 1 9 号	農用地利用集積計画の決定について
7	報告第 1 4 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
8	報告第 1 5 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
9	報告第 1 6 号	農地所有適格法人の報告について
1 0	報告第 1 7 号	非農地証明書の発行について
1 1	報告第 1 8 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 2	報告第 1 9 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

## 議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第28回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、4番渋谷久夫委員より欠席の旨報告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、2番齋藤憲一委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の傍聴希望者はありませんので、会議を進めていきます。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

濱端総括副主幹に報告させます。

### 事務局（濱端総括副主幹）

それでは、令和6年5月31日から令和6年6月27日までの主な会務について、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

6月19日、常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告17件となっております。

続きまして、市関係でございます。

5月31日、農業委員会第27回総会を行いまして、農業委員16名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

6月10日、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告会が開催されまして、農地利用最適化推進委員8名が出席しております。

6月11日、農地利用最適化推進委員津久井地区個別報告会が開催されまして、農地利用最適化推進委員9名が出席しております。この会議の内容につきましては、5月の活動報告についてほかでございます。

6月12日、令和6年度耕作放棄地対策協議会総会が開催されまして、菱山副会長、前田事務局長ほか出席しております。内容につきましては、令和5年度事業報告、収支決算報告及び監査報告についてほかでございます。

6月14日、第11回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員11名が出席しております。内容につきましては、昨年度に提出した市への意見に関する令和5年度の実績等についてほかでございます。また、同日、相模原市農業委員会連合会役員会が開催されまして、阿部会長、菱山副会長、高橋監事、天野監事が出席しております。内容につきましては、令和5年度事業報告及び収支決算についてほかでございます。

6月20日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

裏面を御覧ください。

同日、相模原市鳥獣等被害対策協議会が開催されまして、農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名が出席しております。内容につきましては、相模原市鳥獣被害防止計画の改定についてほかでございます。

続きまして、2のその他、市関係でございます。

6月7日に緑区鳥屋におきまして農地再生モデル事業が行われまして、農業委員5名、農地利用最適化推進委員6名が出席しております。内容につきましては、津久井在来大

豆の種まき前の準備、施肥、電気柵の設置等でございます。

同じく6月27日に農地再生モデル事業が行われまして、農業委員10名、農地利用最適化推進委員5名が出席しております。内容につきましては、津久井在来大豆の種まきでございます。

以上でございます。

**議長（阿部会長）**

ただいまの報告について、皆さんから御発言がございましたら、お願いします。

**議長（阿部会長）**

ないようですので、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 第11回農政運営委員会報告

### 議長（阿部会長）

続いて、日程2「第11回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いいたします。

### 委員長（高橋委員）

それでは、第11回農政運営委員会の結果報告をいたします。

6月14日に開催されました第11回農政運営委員会の結果報告について、別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の主な意見等ですが、議題1「昨年度に提出した市への意見に関する令和5年度の実績等について」、ニホンザルへの対策は、群れごとの全面捕獲が進んでいるので被害が減ってきているが、ニホンジカの被害が増大して深刻であること。昨年熊の被害も増えているとの意見がありました。

また、学校給食における地場農産物の使用拡大に向けたモデル事業は順調に進んでいて、令和7年度から市内全域の小中学校で実施する予定で調整しているとの情報提供がありました。

議題3「令和7年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見」における項目別の検討について、市への意見に農産物の盗難被害への対応強化と抑止についての内容を追加することを確認いたしました。

以上で第11回農政運営委員会の結果報告を終わります。

### 議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で第11回農政運営委員会報告を終わります。

## 日程3 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第16号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1007から3-1008は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年6月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-1007は、緑区名倉に住む譲受人が、同じく緑区名倉に住む譲渡人の農地を、経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は名倉の畑、1筆、552㎡です。今後の作付は、ジャガイモ、スイカ、トウモロコシなどの露地野菜を予定しています。審査基準については、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地6筆、3,982㎡は適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、子は50日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めていることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-1008は、緑区根小屋に住む譲受人が、津久井広域道路改良事業により所有農地の一部が収用されることから、同じく根小屋に住む譲渡人の所有する農地を、営農を継続するため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は根小屋の畑、1筆、1,669㎡です。今後の作付はサトイモ、スイカ、カボチャ、サツマイモを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地6筆、3,297㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-1007については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

### 3番（加藤委員）

6月27日、天野委員と見に行ってきました。今、写真で見ると、きれいに耕うんさ

れているのですが、昨日見に行ったら、草がいっぱい、畑だか分からないような状態でした。でも、別に問題ないと思いますので、よろしく願います。

**議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号3 - 1008については、津久井地区担当、八木拓美委員、願います。

**15番（八木委員）**

6月26日に、長谷川推進委員と現地調査してまいりました。根小屋の交番の裏のほうから入っていくような形で現地にたどり着くような感じだったんですけども、初め、全般的にどこもきれいになっていまして、どこだろうと思って事務局に再度確認しましたら、サトイモが植えてあるところだということで、全般、本当にきれいに作付されていて驚いたところだったんですけども、全く問題ないかと思われま。御審議のほど、よろしく願います。

**議長（阿部会長）**

これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第16号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって、日程3議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。



## 日程4 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第17号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1及び5-1017から5-1023は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年6月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号5-1は、譲受人の社会福祉法人相模福祉村が、譲渡人が所有する田名の農地、1筆、1,023㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、隣接する特別養護老人ホームが、新規事業の実施に伴い、現在使用している駐車場が不足することから、新規に駐車場として確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、東側にブロック2段積みを設置し、南側及び西側は既設ブロックを利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名バーディーゴルフの北約240mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号5-1017は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区中野の農地、1筆、164㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック1段から2段を使用し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続する予定です。申請地は相模原西メディカルセンターの東約260mです。

続きまして、收受番号5-1018は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区青山の農地、1筆、444㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から3段を設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については合併浄化槽で処理する計画です。申請地は相模原市緑区串川出張所の南約480mです。

続きまして、收受番号5 - 1019は、譲受人の株式会社日本物産が、譲渡人が所有する緑区中野の農地、10筆、743.02㎡の所有権移転を受け、宅地造成に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産業を営んでおり、4区画の宅地造成をし、販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から2段を設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原西メディアカルセンターの南東約150mです。

続きまして、收受番号5 - 1020は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区青山の農地、1筆、304㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック3段を使用するとともに、新たにコンクリートブロック2段から3段を設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は相模原市緑区役所串川出張所の北約190mです。

続きまして、收受番号5 - 1021は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区牧野の農地、3筆、440㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、矢板土留め高さ61cmを設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については合併浄化槽で処理する計画です。申請地は相模原市立藤野南小学校の北西約1,200mです。

続きまして、收受番号5 - 1022は、借受人の一般社団法人さがみ湖森・モノづくり研究所が、貸出人が所有する緑区青野原の農地、1筆、440㎡のうち90㎡に使用貸借権を設定し、資材置場に一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、借受人は主に木材の製造業を営んでおり、新たな受注に対応するため、資材置場に一時転用するものです。転用期間は令和9年5月31日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、簡易土留め高さ30cmを設置し、雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市緑区役所青野原出張所の北西約170mです。

続きまして、收受番号5 - 1023は、借受人の株式会社創日が、貸出人が所有する緑区鳥屋の農地、1筆、163㎡に賃借権を設定し、駐車場にするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、借受人は建設業を営んでおり、本店移転に伴い、近くに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、鋼板高さ30cmを設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市緑区役所鳥屋出張所の南

東約500mです。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 1については、中央区担当、大谷健一委員、お願いいたします。

**13番（大谷委員）**

6月22日に現地を見てきましたが、一点問題がありましたけれど、それについては武信総括副主幹が事前に解決しておりましたので、ほかのことについては全く問題ありません。

以上です。

**議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5 - 1017及び1019については、津久井地区担当の大塚優子委員、お願いいたします。

**6番（大塚委員）**

6月22日に高城推進委員と一緒に見てまいりました。2件とも事務局の説明どおりで、特に問題はないと思います。

**議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5 - 1018及び1020については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いいたします。

**15番（八木委員）**

6月23日に中島推進委員と現地調査へ行ってきました。

收受番号5 - 1018については、何も問題がないと思われます。

收受番号5 - 1020についても、特に問題はないですが、一点だけ気になったのは、ここの農地は公道から1段、肩ぐらいまで高さが上がったようなところがあるので、ここの土留めの処理をきちんとしていただければというのが初見で思ったところでございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

**議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5 - 1021については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いいたします。

**3番（加藤委員）**

6月23日に天野委員と一緒に回ってきました。雑草が生えていましたが、隣の畑はきれいに刈払機で刈ってありました。別に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

**議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5 - 1022及び1023については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

**16番（菱山委員）**

收受番号5 - 1022は、6月24日に加藤推進委員と現地調査へ行ってきました。事務局の説明のとおりで、奥のほうは、写真で見ると木がぼさぼさになっています

けど、転用する場所はきれいになっていましたので、何ら問題はないと思います。御審議のほど、よろしく願います。

続いて、收受番号5 - 1023ですが、6月23日に中島推進委員と現地調査へ行っ  
てまいりました。これも事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、御審議  
のほど、よろしく願います。

以上です。

**議長（阿部会長）**

ありがとうございました。

收受番号5 - 1020の段差のあるところの土留めについて、事務局から補足説明は  
ありますか。

**事務局（伊藤所長）**

今、八木委員が言われたとおり、道路から一段高くなっています、一段といっても、  
高さでいうと3、4mぐらい、実際には上がっています。その上のところに計画では家  
を建てる。そもそも、今までも道路からの段差はありまして、そこに対しては、特段、  
土留めはつくってありません。今は、土が固まって、ほぼ流れ落ちてはいないような状  
態にはなっておりますが、だからそのままというわけではなくて、一応、道路のところ  
については、ブロックを3段積んで土留めをする計画になっております。傾斜について  
も、多少、なだらかに削る予定にはなっております。よろしいでしょうか。

**議長（阿部会長）**

それでは、これより質疑に入ります。

皆様から御発言はございませんか。

**17番（藤村委員）**

收受番号5 - 1022ですけれども、一時転用と言われて、碎石敷きということで、  
今年からであれば4年間碎石敷きというのも、何となく無駄というか、例えばの話、た  
かだか90㎡ですから、防草シートが何かでやるほうが、本来の一時転用的な扱いなら、  
そっちのほうが妥当かなという気はしますけれども、どういう考えなのでしょう。

**議長（阿部会長）**

事務局、説明はありますか。

**事務局（伊藤所長）**

一応、一時転用で資材置場ですけれども、置く資材が、今計画になっているのが、マ  
ンション事業者が都内で森になっているところにマンションを建設する。伐採す  
る木を乾燥させるために申請地に持っていきたいという計画です。最終的に、土台も防  
草シートではなくて、木の重さなどがありますから、ある程度、地盤は固めたいとい  
うことで、転圧をかけて碎石敷きという流れになっています。

**17番（藤村委員）**

一時転用だから、碎石敷きなので、原状復帰するのに面倒くさい話になるのではな  
いか、現状復帰する気持ちがあるのでしょうか。

**事務局（伊藤所長）**

現状復帰は、当然、許可の条件ですから、復帰をしないわけにはいかないはずで  
す。

**17番（藤村委員）**

はい、分かりました。

**事務局（伊藤所長）**

よろしいですか。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言はございませんでしょうか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第17号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程4 議案第17号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程5 議案第18号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-1及び6-1013は、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年6月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページを御覧ください。本庁管内の1件について説明いたします。

整理番号6-1は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は22ページを御覧ください。契約期間は2年6か月、件数は1件、1筆、面積は1,880㎡です。当該農地では、長ネギ、スイートコーンなどを栽培していく予定です。

本庁分は以上です。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、整理番号6-1013は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は24、25ページを御覧ください。契約期間は5年6か月、件数は1件で9筆、面積は5,400㎡です。今回の利用権設定農地においては、ゴマ、大豆、小麦を栽培していく予定です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 17番（藤村委員）

整理番号6-1013の方、農業経験などについて説明していただけますでしょうか。

### 事務局（伊藤所長）

この方は、栃木県の益子町において、認定農業者の下で、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間、研修をして、今年の3月8日に新規就農者として認定しており、現在、寸沢嵐の畑、2筆、1,166.55㎡で、ゴマ、ピーマン、ツルムラサキの栽培を始めているところでございます。

#### 17番（藤村委員）

ありがとうございます。

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

**議長（阿部会長）**

よろしいでしょうか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第18号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5 議案第18号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第19号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-26から6-30及び6-1006は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年6月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。本庁管内の5件について説明いたします。5件のうち、更新分は整理番号6-26の1件、1筆、806㎡で、耕作者変更に伴う申請です。新規分は整理番号6-27から6-30までの4件、6筆、9,887㎡で、案内図は28ページから32ページを御覧ください。新規分の整理番号6-27から6-29までは露地野菜、6-30はブルーベリーを栽培する予定です。

本庁分は以上です。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、14ページを御覧ください。

整理番号6-1006は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は34ページを御覧ください。契約期間は7年6か月、件数は1件で1筆、面積は1,242㎡です。今回の利用権設定農地においては、長ネギ、スイートコーンを栽培していく予定です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 17番（藤村委員）

先ほどと同じ趣旨の質問ですが、整理番号6-30の方の農業経営、状況を教えてください。

### 事務局（武信総括副主幹）

この方は、認定農業者の下で研修を修了しまして、平成26年11月に、新規就農者認定している方になります。初めての権利設定は令和5年1月1日に、田名で1筆、935㎡の利用権設定をしたということになっております。今回の分を足すと、経営面積が1,522㎡となり、ブルーベリーを栽培することになっております。

以上です。

### 議長（阿部会長）



ほかに御質問はありますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第19号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手多数

議長（阿部会長）

挙手多数。

よって日程6 議案第19号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 報告第 1 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 8 報告第 1 5 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 9 報告第 1 6 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 0 報告第 1 7 号 非農地証明書の発行について

日程 1 1 報告第 1 8 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 2 報告第 1 9 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

**議長（阿部会長）**

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたしますが、事務局から補足説明はございますか。

**事務局（伊藤所長）**

特にございません。

**議長（阿部会長）**

皆様から御発言はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で日程 7 報告第 1 4 号から日程 1 2 報告第 1 9 号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第 2 9 回総会は、令和 6 年 7 月 3 1 日水曜日午後 1 時 3 0 分から開催する予定です。開催場所は市役所第 2 別館 3 階第 3 委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 2 8 回総会を終了いたします。